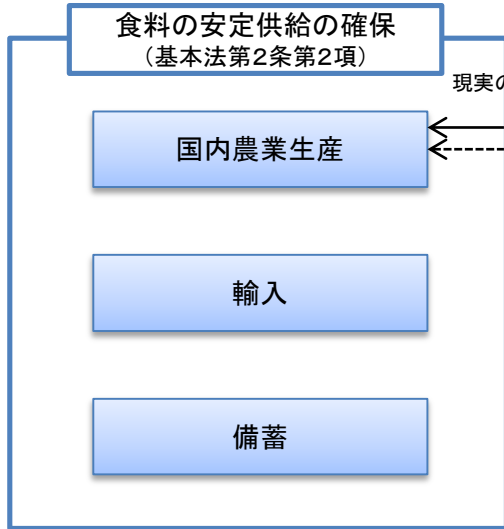


食料安全保障、食料自給率及び食料自給力の関係

【当年度】

【目標年度】

現実の需要に即した農業生産及び食料消費に関する指標・指針
(基本法第2条第2項・第3項、第15条第3項)



現実の国内農業生産の増大

食料自給率(実績値)

国内の現実の食料消費が、国内の生産でどの程度賅えているかを示す指標であり、国内生産量÷国内消費仕向量で計算される。
分母: 現実の食料消費
分子: 現実の食料消費に対応した国内生産

食料自給率は、我が国農林水産業が有する食料の潜在供給能力を示す指標としては一定の限界

食料自給率の向上

食料自給率(目標)

(基本法第15条第2項・第3項)

概ね10年後におけるカロリーベース食料自給率、生産額ベース食料自給率等を提示

主要品目ごとの消費の見通し

概ね10年後における主要品目ごとの消費量の見通しを提示

主要品目ごとの生産努力目標

概ね10年後における主要品目ごとの生産量の目標を提示

食料・農業及び農村に関し、
総合的かつ計画的に構ずべき施策

食料自給率の目標達成に向けて基礎的構成要素となる農地の確保や単収の向上等が図られれば、結果として、食料自給力の維持向上が図られることとなる。

我が国農林水産業が有する
食料の潜在生産能力

食料自給力指標

- ① カロリーベースの食料自給率は39%であるが、国際的な食料需給の不安定が存在する中、我が国農林水産業が有する潜在的な生産能力をフルに活用すれば、現状以上に食料供給量を確保することが可能であることから、平素からその時点における我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力を一定の前提を置いて試算し、指標化して評価する
- ② 我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力の低下が懸念されていることから、我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力について過去からの動向も併せて示すことにより、その状況について国民各位に正確に理解いただく
- ③ これらにより、我が国の食料自給力についての国民の共通理解の醸成を図るとともに、食料安全保障に関する国民的議論の深化を図る

国民各位(生産者、消費者、食品産業事業者)へのメッセージを発信

各種の展望等

農地面積の見通し

概ね10年後における農地面積の見通しを提示

農業構造の展望

- 概ね10年後における
- ①担い手への農地集積率の見通し
 - ②農業就業者数とその年齢構成の見通しを提示

農業経営等の展望

<マクロでの道筋>

- 農業所得の増大と農村地域の関連所得の増大に向けた対応方向を提示
- ①農業所得の増大(品目ごとの生産額の増大、生産コスト縮減に向けた対応方向)
 - ②農村地域の関連所得の増大(加工・直売、輸出等分野ごとの対応方向)

<ミクロでの道筋(経営展望)>

- ①主な営農類型・地域について所得増大に向けた経営発展の姿
- ②農業及び関連産業との連携による取組により地域全体の所得を増大させる戦略を例示

食料・農業・農村基本計画策定時に示される目標・展望等

不測時における食料安全保障
(基本法第19条)

総合的な
食料安全保障の確立

不測事態における食料供給を確保するための対応方針として「緊急事態食料安全保障指針」(平成24年9月)を定めてきたところであるが、食料安全保障の充実・強化を図るため、次期基本計画策定時に以下を提示。

- ①国内生産や輸入の安定的確保に影響を与える可能性のある国内外のリスクの検証
- ②具体的な不測の事態(国内の不作・輸入の大幅減等)を想定した対応手順の取りまとめ
- ③主要穀物(米、小麦、飼料穀物)についての適正水準の備蓄を確保

潜在的な食料供給能力の向上